



## 【あ行】

### ●安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン

道路管理者や都道府県警察が自転車ネットワーク計画の作成やその整備、通行ルールの徹底等を進められるよう、2012年(平成24年)11月に国土交通省道路局と警察庁交通局がとりまとめ策定したもの。

## 【さ行】

### ●サイクルアンドライド

まちなかへの自動車の流入を抑制して、バス・電車の利用を促進するために、自転車でバス停・駅に来てバス・電車に乗り換えるシステムのこと。

### ●自転車

道路交通法に規定される「普通自転車」をいう。車体の大きさ及び構造が内閣府令で定める基準に適合する二輪又は三輪の自転車で、他の車両を牽引していないものをいう。

「内閣府令で定める基準」としては、次のように規定されている。

一 車体の大きさは、次に掲げる長さ及び幅を超えないこと。

イ 長さ 190センチメートル

ロ 幅 60センチメートル

二 車体の構造は、次に掲げるものであること。

イ 側車を付していないこと。

ロ 一の運転者席以外の乗車装置(幼児用座席を除く。)を備えていないこと。

ハ 制動装置が走行中容易に操作できる位置にあること。

ニ 歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと。

※原動機付自転車

内閣府令で定める大きさ以下の総排気量又は定格出力を有する原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であって、自転車、身体障がい者用の車いす及び歩行補助車等以外のものをいう。

※自動二輪

道路交通法に規定される車両区分で、大型自動二輪車及び普通自動二輪車のこと。

### ●自転車専用通行帯(道路交通法)

車両は、車両通行帯の設けられた道路において、道路標識等により通行の区分が指定されているときは、当該通行の区分に従い、当該車両通行帯を通行しなければならない。

### ●自転車道(道路交通法・道路構造令)

自転車の通行の用に供するため縁石線又はさくその他これに類する工作物によって区画された車道の部分をいう。自転車道のある道路では、自転車は自転車道を通行しなければならない。児童(6歳以上13歳未満)及び幼児(6歳未満)、70歳以上の高齢者などは除く。

### ●自転車歩行者道(道路構造令)

専ら自転車及び歩行者の通行の用に供するために、縁石線またはさくその他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。なお、道路交通法上は、自転車歩行者道という定義はなく、「歩道」として扱われる。

※例外的に歩道を通行できる場合

児童及び幼児、高齢者、安全に車道を通行することに支障を生ずる程度の身体の障がいとして内閣府令で定めるものを有する者であるとき。また、通行の安全を確保するため、歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき。

### ●自転車歩行者専用道

自転車と歩行者の一般交通用の道路または道路の部分(当該道路の他の部分と構造的に分離されているものに限ります。)のこと。独立して設けられる専用道路のこと。

### ●自転車ラックバス

前面に自転車を載せられる路線バス。

### ●市道(1級・2級)

基幹的の道路網を形成するのに必要な道路で、都市計画決定された幹線道路や補助幹線道路。

### ●車道混在

自転車と自動車が道路上で混在して走行すること。

### ●身体活動量

体力の維持、向上を目的とする意識的な運動や、仕事など日常生活の中で身体を動かすことをあわせた量。

## 【た行】

### ●代表交通手段

人が移動するときに、鉄道、バス、自動車、自転車、徒歩などいくつかの交通手段を用いた場合、主に利用する交通手段のことをいう。

### ●東京都市圏

東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県及び茨城県南部は、そこに住む人々の生活や活動の場であり、我が国の政治、経済、文化の中核的な役割を果たしている都市圏。

### ●東京都市圏パーソントリップ調査

東京都市圏を調査範囲とした、「どのような人が」「どのような目的で」「どこからどこへ」「どのような交通手段で」移動したかなどを10年に一度調べるもの。

### ●都市計画道路

都市計画法に基づいて経路、幅員などが決定された、市町村道から国道までの基幹的の道路のこと。

### ●トリップ

トリップとは、人がある目的をもって、「出発地」から「目的地」へと移動する単位。

【例】1トリップ： 出発地 - (徒歩) → バス停 - (バス) → 鉄道駅 - (鉄道) → 鉄道駅 - (徒歩) → 目的地

### ●道路空間の再配分

自動車走行空間の一部を歩行者や自転車の通行空間に再配分するという考え方。

通過交通の減少や自動車利用から公共交通への転換により、自動車交通量を減少させ、車道の一部をバスや歩行者・自転車のための空間に再整備することにより、人にやさしい安心・安全な交通体系を形成すること。

## 【は行】

### ●普通自転車通行部分の指定あり

道路標示で示された、歩道において自転車が通行すべき部分のこと。

普通自転車通行指定部分が設けられた歩道を通行する場合には、普通自転車通行指定部分の中を通らなければならない。

普通自転車通行指定部分は、自転車専用の通路ではないため、歩行者も通行することができ、また自転車は、普通自転車通行指定部分内を通る歩行者の妨害をしてはならない。

なお、歩行者がいない場合には、通常の歩道とは異なり徐行しなくとも良いが、この場合でも安全な速度と方法で通行しなければならない。

## ●普通自転車通行部分の明示

交通規制を示すものではない。標識令に定められたもの以外の、いわゆる「法定外表示」である。

自転車通行部分の明示は、歩行者の通行部分及び自転車の走行部分を指定するものではなく、自転車は車道寄りを、歩行者は民地寄りをそれぞれ通行するよう誘導するための表示である。ただし、歩道上は歩行者が優先であり、自転車は徐行しなければならない、また、歩行者の通行の妨げになるときは一時停止する必要がある(道路交通法第63条の4第2項)。よって、道路交通法第63条の4第2項に規定する「普通自転車通行指定部分」(規制標示)とは区別する必要がある。

## ●普通自転車歩道通行可の指定あり

普通自転車が歩道上を通行することができる区間を、公安委員会により告示しているもの。

## ●放置禁止区域

放置自転車を撤去できる区域のことであり、藤沢市では、藤沢、辻堂、湘南台、六会日大前、長後、鶴沼海岸、善行の7駅に放置禁止区域を指定している。

## 【ま行】

### ●目的構成

#### ●自宅から出発するトリップ

- ・「通勤」：自宅から勤務先への移動
- ・「通学」：自宅から通学先への移動
- ・「自宅-業務」：自宅から出張や打合せ先、作業場等への移動
- ・「自宅-私事」：自宅から買物や通院、習い事、レジャー、送迎への移動

#### ●自宅外から出発するトリップ

- ・「勤務-業務」：勤務先等の自宅外からの出張や打合せ先、作業場等への移動
- ・「その他私事」：勤務先等の自宅外から買物や通院、習い事、レジャー、送迎への移動(買回り行動も含まれる)
- ・「帰宅」：勤務先等の自宅外から自宅への移動

## ●モビリティ・マネジメント(MM)

一人ひとりの交通行動を自動車から公共交通や自転車利用へ自発的に転換することを促すコミュニケーションを中心とした交通施策。

## 【や行】

### ●幼児二人同乗用自転車

必要な構造又は装置を有するなど、幼児二人同乗用自転車安全基準を満たし、幼児二人が同乗できる座席を備えた自転車。16歳以上の運転者が、6歳未満の幼児二人を乗車させることができます。

## 【ら行】

### ●レンタサイクル

観光・行楽・通勤・通学・商用などの目的における短距離移動を補完するための交通手段として、自転車を有料あるいは無料で貸し出しするもの。

## 【英数字】

### ●PDCAサイクル

プロジェクトの実行に際し、「計画をたて(Plan)、実行し(Do)、その評価(Check)に基づいて改善(Action)を行う、という工程を継続的に繰り返す」仕組み(考え方)。

## 策定までの経緯

	関係課による 庁内ワーキング等	自転車検討会	交通マスタープラン 策定協議会	13 地区別 意見交換会等	都市計画審議会	市 議 会
2011 年 (平成 23 年)	5/26 第 1 回庁内 ワーキング					
	8/3 第 2 回庁内 ワーキング					
2012 年 (平成 24 年)	1/20 第 3 回庁内 ワーキング					
					5/22 【中間報告】	
2012 年 (平成 24 年)	12/25 第 4 回庁内 ワーキング					
2013 年 (平成 25 年)			1/28 第 1 回協議会			
	2/8 第 5 回庁内 ワーキング					2/21 【中間報告】
			3/25 第 2 回協議会			
			5/31 第 3 回協議会			
	7/19 第 6 回庁内 ワーキング	7/31 第 1 回検討会				
	9/5～9/20 【たたき台 意見照会】		8/22 第 4 回協議会			
		10/11 第 2 回検討会	10/24 第 5 回協議会			
2013 年 (平成 25 年)					11/26 【素案報告】	
				12/17～1/26 13 地区別 意見交換会		12/5 【素案報告】
2014 年 (平成 26 年)				↑ ↓ 1/10～2/10 パブリック コメント		
	2/21～2/28 【素案意見照会】					2/20 【案報告】
2014 年 (平成 26 年)		3/5 第 3 回検討会	3/26 第 6 回協議会 (策定)		3/25 【案報告】	

## **ふじさわサイクルプラン**

2014年(平成26年)3月策定

編集・発行／ 藤沢市 計画建築部 都市計画課  
〒251-8601 藤沢市朝日町1-1  
☎0466-25-1111(代表)



藤沢市

ふじさわサイクルプラン

2014.3